

第6回理事会 ご報告

日 時 平成31年3月16日(土) 9:30~12:00 ふれあい会館会議室

出席者 役員・理事

1 依頼事項

1) 座間市消防団条例の改正について

→平成31年4月1日に座間市消防団条例が改正になる。

改正点：市内に勤務する者の消防団への入団が認められる。

消防本部で市商工会へ働きかけ、各分団は地元企業や小中学校の教員にも働きかけている。

入団への協力を今後もお願いしたい。

2 報告事項

1) 各種名簿提出について

(1) 理事名簿 提出期日：4月 3日(水)

→・相武台地区自連、相模が丘地区自連は会計監査も自治会長から選出する。

・提出期限厳守。

(2) 代議員名簿 提出期日：4月15日(月)

→・市自連ホームページ「市自連からのお知らせ」「会議報告」から

「第5回理事会のご報告」に代議員一覧表を掲載している。

一覧表は、第5回理事会(1/26)でも資料として配布した。

・提出期限厳守。

2) 平成31年度市災害時避難行動要支援者名簿の更新について

→・手続きのあらまし

1.5月末に新自治会長宅へ書留郵便で「更新後の名簿」「支援ガイド」「受領書」が届く。

2.同封の返信用封筒で「受領書」と「更新前の名簿」を市へ返信するので、旧名簿は新自治会長に必ず引き継ぎ、市へ返還してもらう。

3.名簿を返還したら、市から更新前の名簿に対する「返還確認書」が新自治会長に届く。

「返還確認書」は「更新後の名簿」と一緒に保管する。

※名簿更新のあらましを記載した「平成31年度 自治会の災害時避難行動支援名簿の更新について」は、コピーして各自治会長に渡し、引き継ぎをする。

3) 加入促進関連について

(1) 不動産業者に提供した自治会長情報

情報入手期間：2月14日～3月14日

戸数の多い情報

- ・入谷第一地区皆原南自治会エリア：新築一戸建て11戸
- ・相武台地区相武台自治会エリア：新築一戸建て14戸

→各地区で資料に掲載の情報をもとに加入促進をお願いしたい。

(2) 加入促進キャンペーン

実施期間：3月18日（月）～3月23日（土）

※21日は祝日のため無し、23日は11：30まで。

実施場所：市庁舎1階市民ホール

実施時間：午前) 9：00～12：30

午後) 12：30～16：00

→・参加可能な理事は、事務局に連絡してほしい。

4) 一時(いつとき)避難場所の指定に係る意見照会の進捗状況について

・第5回理事会（1/26）で危機管理課が依頼。

・地区自連内での進捗状況

→・3月末が提出期限、地区自連で取りまとめ、危機管理課に必ず提出する。

・危機管理課が提示した一時(いつとき)避難場所（案）に対して削除や追加などがない場合でも、その旨を該当箇所に○をつけて提出する。

4 協議事項

1) 座間市自治会総連合会規約細則の改定について（総務部長）

現 行	改定案
第8条 4 部の活動項目は、以下のとおりとし、 詳細な活動内容は別に定める。 5 部活動の詳細については部ごとに別途定める。	第8条 4 部の活動項目は、以下のとおりとし、 詳細な活動内容は部ごとに別途定める。 5 部は、これらのほか、福利の増進に関わる活動を行う。

→改定案を理事会として承認、即日施行。

以 上